

岩手県告示第 977 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 10 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 羽黒堂二枚橋線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 花巻市石鳥谷町猪鼻第 6 地割 4 番 4 地先から関口第 11 地割 15 番 1 地先まで
 - (2) 花巻市石鳥谷町猪鼻第 6 地割 1 番 3 地先から 19 番 7 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 18 年 10 月 13 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - (2) 期間 平成 18 年 10 月 13 日から同年 11 月 13 日まで